

【認定の詳細】

1 制度の概要

平成 21 年 10 月に都が全国で初めて創設した、第三者による産業廃棄物処理業者の優良性基準適合認定制度です。産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な業者を、第三者評価機関として都が指定した(公財)東京都環境公社が評価・認定します。

第 1 回の認定は平成 22 年 2 月に実施し、今回は 15 回目の認定であり、認定期間満了となる令和 2 年度更新認定業者の更新、令和 3 年度新規認定業者の更新及び新規業者の申請が対象です。

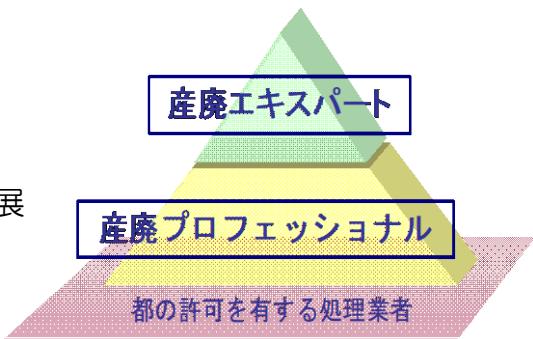
なお、制度発足から 10 年以上が経過し、制度の現状と課題を踏まえ、令和 5 年度は評価項目の改正等を行いました。詳細は、下記を御参照ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/processor/recognition_system/recognition_system.files/kaiseiosirase.pdf

認定区分	遵法性	安定性	先進的取組
産廃エキスパート	必須 (100%)	80%	60%
産廃プロフェッショナル	必須 (100%)	70%	-----

2 制度のねらい

- ① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展



3 認定の有効期間

新規事業者 令和 5 年 12 月 20 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

更新事業者 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 認定業者の総数

認定区分	認定業者数	業の区分			
		専門性 (感染性廃棄物)	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業
産廃エキスパート	158 社(157)	31 件(31)	65 件(65)	88 件(87)	86 件(86)
産廃プロフェッショナル	71 社(69)	17 件(17)	48 件(46)	22 件(22)	21 件(20)
計	228 社(225)	48 件(48)	113 件(111)	110 件(109)	107 件(106)

(注 1)複数の「認定区分」及び「業の区分」の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない

(注 2)括弧内は、令和 5 年 11 月末時点の認定業者数